

2013年7月発刊

vol.2

# 横根平子のまちづくり通信

横根平子のまちづくりを考える会

子どもたちも夏休みに入り暑い日が続きますが、皆さんお元気ですか。多くの木々に囲まれたこのまちは、朝晩はひんやり心地よく、自然の恵みのありがたさを感じずにはられません。そんなまちの魅力や区画整理について、今回もお伝えします。

## 私たちのまちは、こんなまち

ホタル舞う、豊潤な自然環境。

### 幻想的なヒメボタルが出現。

5月下旬、加納家裏の畑に数匹のホタルが現れました。頭が取れていたので決め手に欠けますが、陸生ホタル生態研究会の方の話によると、大きさ、出没時期などから「ヒメボタル」ではないかとのこと。その後、宝池付近にも出現しました(右の地図参照)。



残念ながら頭が取れてしまったのですが...

畑の向こうには小川が流れる加納家裏の畑(横根町平子77-1)。



ヒメボタルは体長6~9ミリと小型です。

### ヒメボタルってどんなホタル?

日本に生息するのは主にゲンジボタル、ヘイケボタル、そしてヒメボタル。ヒメボタルは幼虫時代も森や林で暮らす陸生ホタルです(ゲンジとヘイケは小川や田んぼなどに住む水生ホタル)。カタツムリなどを食べる為、適度な湿地で、ある程度手入れされた林道沿いや草地に生息します。ただ、近年、開発や薬剤散布などで絶滅が危惧されているものも。発生時期は5月下旬~6月上旬、24時前後(地域によって異なる)です。

### 貴重な種であることに変わりはない。

さらに森岡自治区環境部の吉富さん(ヘイケボタルを養殖し、毎年健康の森で鑑賞会を開催)にもお話を伺いました。

- 絶滅危惧種ではないものの、貴重で保護すべき。
- 環境保全が第一で、区画整理が行われると絶滅する。
- ヒメボタルの雌は飛べないので、開発されると絶滅する可能性が高い。
- 陸生ホタルは飼育が困難で人工的に繁殖させるのは難しい。

☆6月23日(日)、健康の森でのホタル鑑賞会に参加。たくさんの人出で、子どもたちも幻想的なホタルに見入っていました。天然のホタルが生息する横根平子のまちの素晴らしさ、大切さを改めて感じました。

### 流星群を見るなら、横根平子の天上(坂の上)!

来る8月12日(月)22時頃から13日(火)夜明けまで、ペルセウス座流星群が出現予定です。夏休みの思い出にぜひ。



イメージ

## まちづくりは、今

### シリーズ区画整理① 区画整理とは?

今回から、聞き慣れない「区画整理」のあれこれについてご説明します。正式名称=「土地区画整理事業」(以下、「区画整理」と略します)。区画整理の「区画」とは「土地区画」のことで、区画整理はあくまでも土地についての事業であり、土地区画の形の変更や道路、公園、調整池や緑地などの公共施設の新設又は変更を行うための事業です。

大まかに言うと、土地の権利を整理して区切っていくのが区画整理です。区画整理後は「今、この地点にいるが、こちらの地点に移りなさい」とか「今、○坪の権利を持っているが、それを●坪に変えます」ということが起こってきます。ところで区画整理というものは、もともとまちづくりのための「技法」もしくは「手段」です。区画整理そのものが目的ではなく、大事なことはどんなまちづくりをしていくかでしょう。横根平子のまちづくりにとって区画整理はどのようなものかを考えながら、区画整理についてこれからシリーズで書いていきますので、読んでください。

### このまちでは、どこで区画整理が行われるの?

横根平子地区では今までに何度も土地区画整理計画が持ち上がりましたが、地権者の同意が得られずに今日に至りました。しかし昨年「横根平子地区発起人会」により、地区内の居住地域の多くを除いた区域縮小案が提案されました。今回は縮小地域の地権者の仮同意が得られ、今、土地区画整理の事業化に向けて計画が進んでいます。



横根平子地区土地区画整理事業予定地域(案)



ヒメボタル出現場所

### 今後、地区界測量が行われます。

- Q1: 何のための測量なの?  
A: 準備委員会が区画整理予定地とその外側の地区を明確にする為の測量です。
- Q2: 地権者は何をやるの?  
A: 立会をします。本年2月吉日付けで関係地権者に通知がありました。
- Q3: 立ち会う際の注意点は?  
A: ①本人又は代理人が必ず立ち会うこと。そうでないと、一方的に境界が設定されることもあります。②測量図等の証拠書類、又は先祖から伝承されたのり尻、のり上の境界を確認し、境界を主張しましょう。
- Q4: 境界に不服がある場合はどうするの?  
A: 地区界承諾書に署名捺印しない。境界杭の設置はさせないこと。

※土地立入拒否の場合は法的罰則がありますが、障害物伐採拒否や地区界承諾書の署名捺印拒否、境界杭の設置拒否の罰則はありません。※まちづくりを考える会独自の見解です。

問い合わせ先  
横根町平子

鷹羽 0562-46-4380  
加納 0562-47-2595

<http://yokonehirako.jimdo.com/>

横根平子のまちづくりを考える会

検索